

自筆証書遺言 宅建 H17-12-1 《#523》

【問】 正誤をつけよ。

自筆証書による遺言をする場合、証人二人以上の立会いが必要である。

【答え】 誤り

《ポイント1》 自筆証書遺言

自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。（民法 968 条 1 項）

⇒ 証人の立会いは不要

⇒ 財産目録については、自書を要しないが、毎葉に署名し、印を押さなければならない

《ポイント2》 公正証書遺言

公正証書によって遺言をするには、証人2人以上の立会いを要する。（民法 969 条 1 号）